

議員提出議案第 8 号

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書に
ついて

このことについて、生駒市議会会議規則第 13 条の規定により、上記の議案を
提出する。

平成 26 年 6 月 日

提出者 浜田佳資

賛成者 上原しのぶ

〃 竹内ひろみ

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

安倍内閣は、集団的自衛権の行使容認を憲法解釈の変更で行おうとしている。

集団的自衛権とは、政府見解によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とされている。この集団的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されない」としてきた。

これは、集団的自衛権の行使の禁止が、戦争放棄と戦力不保持という憲法第9条の規範的核心を構成するものであることを前提としている。

国の安全保障政策についても、法治国家である限り、立憲主義に基づき憲法前文と第9条に基づいて策定されるのは当然のことであり、集団的自衛権の行使に関する解釈についても、かかる枠内で行わなければならない。

この点、安倍内閣が行おうとしている集団的自衛権の行使容認は、憲法第9条の規範的核心に反するものであり、それを憲法解釈の変更によって行おうとすることは法的解釈を逸脱するものとして許されないものである。

また、集団的自衛権をめぐる議論が、これまで国会において積み重ねられてきたことは、その時々々の政府による恣意的解釈を許さず、立憲主義と法的安定性を担保することを意味し、これを無視して強引に解釈を変えようとすることは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

したがって、国においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

生 駒 市 議 会